

控 訴 状

令和3年8月12日

仙台高等裁判所 民事部 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 棚 村 友 博



同 松 浦 克 樹



当事者の表示 別紙1 控訴人目録及び別紙2 被控訴人目録に記載のとおり

原状回復等請求事件

訴訟物の価額 10億6788万0000円

貼用印紙の額 474万円（現金納付）

上記当事者間の福島地方裁判所郡山支部平成27年（ワ）第255号，平成28年（ワ）第11号，同第138号，同第253号，平成29年（ワ）第18号，同第129号，平成30年（ワ）第319号原状回復等請求事件について，令和3年7月30日に言い渡された判決には不服があるから，別紙2 被控訴人目録記載の被控訴人らに対して控訴を提起する。

第1 原判決の表示（別表及び別紙は省略）

- 1 本件訴えのうち，被告らに対して別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域の放射線量を低下させることを求める訴えをいずれも却下する。

- 2 本件訴えのうち、令和3年2月19日以降の損害賠償金の支払を求める訴えをいずれも却下する。
- 3 被告らは、別紙3認容額等一覧表の「認容／棄却の別」欄に一部認容との記載がある各原告に対し、連帯して、同表の「認容額」欄記載の各金員及びこれに対する平成23年3月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 原告らの被告らに対するその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、
 - (1) 別紙3認容額等一覧表の「認容／棄却の別」欄に棄却との記載がある各原告と被告らとの間にそれぞれ生じた費用は、全て当該各原告の負担とし、
 - (2) 別紙3認容額等一覧表の「認容／棄却の別」欄に一部認容との記載がある各原告と被告らとの間にそれぞれ生じた費用は、これを100分し、その3を被告らの負担とし、その余を当該各原告の負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決のうち、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人らの上記取消しに係る部分の控訴人に対する請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人らの負担とする。
との判決を求める。

第3 控訴の理由

追って控訴理由書において主張する。

以上

添付書類

- | | | |
|---|-------|----|
| 1 | 控訴状副本 | 1通 |
| 2 | 資格証明書 | 1通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 1通 |